

# 第 2 回 紀 の 川 流 域 懇 談 会

日 時 : 平成 26 年 1 月 28 日 (火) 15:00~17:00

場 所 : 和歌山県日赤会館 3階 大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 主催者挨拶 (和歌山河川国道事務所長)

### 3. 議 事

#### 河川整備計画の進捗点検について

- ・進捗点検に関する報告書の構成・・・・・・・・・・資料-1
- ・点検項目及び観点と指標・・・・・・・・・・資料-2
- ・進捗点検に関する報告書(個表)・・・・・・・・・・資料-3

### 4. その他

- ・紀の川流域懇談会規約・・・・・・・・・・参考資料-1
- ・紀の川流域懇談会情報公開方法・・・・・・・・・・参考資料-2

### 5. 主催者挨拶 (紀の川ダム統合管理事務所長)

### 6. 閉 会

# 第2回紀の川流域懇談会 座席表

日時：平成26年1月28日(火)15:00~17:00  
場所：和歌山県日赤会館 3階 大会議室

スクリーン

座長(治水・環境)  
中川 博次

(治水・利水・環境)  
井伊 博行

(治水・利水)  
池淵 周一

(環境)  
土井 浩

(治水)  
武藤 裕則

(地域連携)  
湯崎 真梨子

和歌山河川国道事務所  
所長  
志々田 武幸

紀の川ダム統合管理事務所  
所長  
野口 隆

速記

司会

事務局

和歌山河川国道事務所

紀の川ダム統合管理事務所

和歌山県

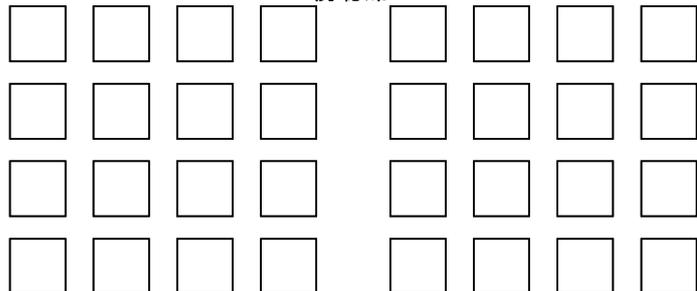
奈良県

報道関係席

報道関係席

報道関係席

傍聴席



# 発言にあたってのお願い

(委員・河川管理者の方々へ)

懇談会中は、議事録作成のため、マイクを通しての録音を行っています。

恐れ入りますが、発言にあたっては、次の事項にご注意いただきたく、宜しくお願ひ致します。

- ①必ずマイクを通してご発言下さい
- ②ご発言の冒頭で必ずお名前をご発言下さい

第2回紀の川流域懇談会  
(H26. 1. 28)  
資料-1

# 進捗点検に関する報告書の構成 について

国土交通省 近畿地方整備局  
和歌山河川国道事務所

# 進捗点検に関する報告書の構成(案)

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検	
河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について	(1) 河川整備の現状と課題 (2) 河川整備の目標に関する事項 (3) 河川整備の実施に関する事項 <div style="margin-left: 200px;">} 河川整備計画の本文を記載する。</div>
点検項目	点検の対象とすべき「項目」を記載する。
観点・指標	毎年の進捗を同じ視点で評価するための「 <b>観点</b> 」と進捗状況ができる限り具体的に示すことができる「 <b>指標</b> 」を記載する。
進捗状況(効果含む)	整備箇所や整備状況について、どこでどれだけ整備したかを記載する。その際、地図や写真等を使い、分かりやすく表現する。
まとめ	昨年度の事業において、どれだけ進捗したかを記載する。記載にあたっては、出来る限り、達成度を数値化し、評価できるようにする。
その他	今後の事業進捗において、河川管理者が把握している課題等について記載する。

※まとめに関しては、河川管理者が自ら実施する事業の進捗点検は、目標の達成度を点検するため、できる限りそれらを数値化して評価できるように努める。この際、効率化の観点からできる限り新たな調査は行わず、河川水辺の国勢調査や定期縦横断など定期的に行っている調査結果や観測データ等を最大限活用する。

紀の川河川整備計画の進捗状況の点検																	
河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について	<p><b>(1) 河川整備の現状と課題 (P16)</b></p> <p>兵庫県南部地震の建物の崩壊等による陸上交通の混乱、負傷者の輸送や復旧資材の輸送に支障をきたした教訓から、河川敷を利用した地震発生時の避難ルート及び救援・災害復旧資材等の輸送ルートを確保する必要がある。</p> <p>このため、和歌山市内外に接続する主要道路、和歌山港、紀の川防災公園を結ぶ、紀の川河口部から小豆島までの総延長 17.4km を紀の川緊急用河川敷道路として整備しているところであるが、連続的に通行できない区間が 1.1km ある。</p> <p><b>(2) 河川整備の目標に関する事項 (P42)</b></p> <p>地震災害発生時の避難用物資及び災害復旧資材の輸送の円滑化を図り、被害の早期復旧を図る。</p> <p><b>(3) 河川整備の実施に関する事項 (P54)</b></p> <p>左岸(南側)の未整備区間約 1.1km を整備し、紀の川緊急用河川敷道路を完成させる。</p> <p>なお、和歌山港からのアクセスについて、港湾管理者と連携することにより、緊急時の復旧資材等の円滑な輸送の確保に努める。</p>																
点検項目	緊急河川敷道路																
観点・指標	<p>【観点】 緊急用河川敷道路の整備状況</p> <p>【指標】 緊急用河川敷道路の整備延長</p>																
進捗状況 (2. 緊急用河川敷道路整備状況)	<p>平成〇〇年度の整備状況</p> <p>右岸：8.6km (完了) / 8.6km (全体)</p> <p>左岸：7.6km / 8.8km (全体)</p> <p>平成〇〇年度実施区間</p> <p>道路整備予定 (左岸)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>未達成</th> <th>達成</th> <th>達成率 (%)</th> </tr> <tr> <td>現在</td> <td>1.2</td> <td>6.4</td> <td>87.5</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>0.9</td> <td>6.3</td> <td>93.2</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>0.0</td> <td>6.3</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>河川側   7.000m   住</p> <p>緊急用河川敷道路</p>	年度	未達成	達成	達成率 (%)	現在	1.2	6.4	87.5	H27年度	0.9	6.3	93.2	H28年度	0.0	6.3	100
年度	未達成	達成	達成率 (%)														
現在	1.2	6.4	87.5														
H27年度	0.9	6.3	93.2														
H28年度	0.0	6.3	100														
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成〇〇年度には残延長 L=1.1km のうち、小豆島付近の約 0.5km を整備した。</li> <li>平成△△年度末までに残りの 0.6km を整備する予定。</li> </ul> <p>達成度： 右岸 8.6km (完了) / 8.6km (全体) × 100 = 100%</p> <p>左岸 7.7km (完了+未改良) + 0.5km (〇〇年度完了) / 8.8km (全体) × 100 = 93.2%</p>																
その他	<p>○進捗に関する課題と原因・対応策の確認</p> <p>・特になし</p>																

※この記載例はイメージ図なので、今後、変更になる場合がある。

「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		主な事業	点検項目	観点	指標	整備計画 ページ	説明資料 ページ			
4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	4.1.1 洪水を安全に流す取り組み	1.洪水調節施設の整備	・大滝ダムの最大放流量は当面1,200m <sup>3</sup> /sとするが、下流の河道整備状況等に応じて2,500m <sup>3</sup> /sまで順次変更	洪水調節施設の整備	大滝ダム下流の流下能力状況	ダムの放流量	P45	治水① P1		
		2.河道の整備	①(堤防整備) ・治水安全度、人口・資産の状況、土地利用状況等を踏まえ、堤防の未整備箇所の整備を実施 また、実施にあたっては、大滝ダムによる洪水調節を考慮しつつ、上下流バランスを考慮しながら段階的な整備の実施	河道の整備	堤防の整備状況	堤防の整備箇所・整備延長  (堤防整備前後の)流下能力	P47	治水② P2		
			②(河道掘削等) ・流下断面が不足している箇所の河道掘削・樹木伐採を実施 また、実施にあたっては、対策後の下流への影響や土砂移動状況の検討を実施				河道掘削・樹木伐採状況	河道掘削の実施箇所・土量、樹木伐採の実施箇所・面積  (河道掘削前後の)流下能力、(樹木伐採の実施前後の)流下能力	P47	治水③-1 P3
			③(狭窄部対策) ・狭窄部に設置された堰や堰上流の土砂堆積等による流下能力不足を解消するため、堰の施設管理者等と協議しつつ、堰の対策、河道掘削等による環境への影響等を検討のうえ実施 また、実施にあたっては、対策後の洪水の下流への影響や土砂移動状況等の検討を実施						狭窄部の対策状況	堰管理者との協議回数 狭窄部対策の実施状況  (狭窄部対策前後の)流下能力
		3.支川対策	・紀の川本川の改修工事と一体的に施工を行っている橋本川の改修を関係機関と連携しつつ実施	支川対策	支川対策の改修状況	橋本川の工事の進捗  七瀬川の工事の進捗  支川対策の取り組み内容	P52	治水⑤-1 P6		
			・七瀬川の鴨井樋門の改築等の合流点処理を支川改修と連携しつつ実施				P52	治水⑤-2 P7		
			・浸水状況や県管理区間の支川改修の状況等を踏まえ、必要に応じ支川改修と連携しつつ対策を実施				P52	治水⑤-3 P8		
		4.堤防の安全性の確保	・堤防の浸透に対する詳細点検結果に基づき、安全性が不足する箇所について、堤防の危険度や背後地の状況を踏まえ、堤防強化対策を実施 ・浸透対策完了後、詳細点検結果等に基づき、侵食に対する対策を実施	堤防の安全性の確保	堤防強化対策の実施状況	堤防強化対策の実施箇所・実施延長	P53	治水⑥ P9		

「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		主な事業	点検項目	観点	指標	整備計画ページ	説明資料ページ	
4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	4.1.2 地震・津波対策	1.堤防、堰、樋門等の耐震対策	堤防、堰、樋門等の耐震対策	耐震対策の実施状況	堤防、堰、樋門等の耐震対策の箇所数・対策内容	P54	治水⑦-1 P10	
					電気・通信機器の耐震対策箇所数・対策内容	P54	治水⑦-2 P11	
		2.緊急用河川敷道路	緊急用河川敷道路	緊急用河川敷道路の整備状況	緊急用河川敷道路の整備延長	P54	治水⑧ P12	
					港湾管理者と連携した取り組み内容			
	3.津波対策	津波対策	河川管理施設の対策状況	河川管理施設の補強対策箇所数・補強内容	P55	治水⑨ P13		
				遠隔操作システムの対策箇所数				
	4.東日本大震災の教訓を踏まえた対応	東日本大震災の教訓を踏まえた対応	東日本大震災を踏まえた最新の知見状況	最新の知見の内容を反映した対応内容	P55	治水⑩ P14		
	4.1.3 危機管理対策	1.洪水時の河川情報の収集・提供	洪水時の河川情報の収集・提供	洪水時の河川情報の収集状況	洪水時の河川情報の収集状況	P56	治水⑪ P15	
					光ファイバーネットワークの形成 ・光ファイバーを更に延長し、光ファイバーネットワークを形成することにより、洪水時の河川情報の収集、自治体及び住民への情報提供、河川管理施設の管理など基盤整備を実施  ・光ファイバーネットワークを活用した河川監視カメラ(CCTV)、水位計(水位センサー)等を設置し、洪水時の河川情報を迅速に収集	光ファイバーの整備延長 自治体や住民への情報提供内容 河川管理施設の基盤整備の取り組み内容  CCTV・水位センサーの設置数		
					②(洪水情報の提供) ・洪水時の映像情報、雨量・水位情報、ダム、堰の放流情報をインターネット、TV等を活用し住民や自治体に提供  ・大滝ダム放流連絡会を設立し、関係機関の連絡・協議及びダム放流に関する事項の普及	住民や自治体等への情報提供手法・内容  大滝ダム放流連絡会の取り組み内容	P56	治水⑫ P16
③(防災エキスパートの活用) ・河川管理施設等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートを活用し、施設等の被害情報の収集					防災エキスパートの活動回数・内容	P56	治水⑬ P17	
	④(浸水想定区域図) ・浸水想定区域図の公表を通じ、自治体が行う防災計画やまちづくり等と連携した被害最小化への取り組みの支援	浸水被害軽減に向けた取り組み状況	自治体と連動した被害最小化への取り組み内容	P56	治水⑭ P18			

「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		主な事業	点検項目	観点	指標	整備計画 ページ	説明資料 ページ
4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	4.1.3 危機管理対策	2.水防活動の円滑化	水防活動の円滑化	災害防止活動拠点の整備状況	拠点整備数、備蓄の種類・数	P57	治水⑮ P19
		②(非常用備蓄土砂等の確保) ・洪水災害時の迅速な復旧対応に備えるため土砂等を備蓄		備蓄土砂等の確保状況	備蓄の箇所数・土量	P57	治水⑯ P20
		3.津波発生時の情報の収集・提供	津波発生時の情報の収集・提供	津波発生時の情報の収集・提供状況	警報装置・CCTVの設置数 関係機関と連携した津波情報収集手法・内容 河川利用者等に対する避難啓発の取り組み内容	P58	治水⑰ P21
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項		1.水循環実態調査	水循環実態調査	水の循環状況	継続的な水循環の実態調査内容	P59	利水① P22
		2.渇水時の効果的な水運用	渇水時の効果的な水運用	渇水時の水運用状況	平常時から水位、流量、取水状況等を一元的に把握し、河川管理者・利水者等関係者相互で情報共有の体制を構築	P59	利水②-1 P23
					・紀の川、貴志川の瀬切れ解消のため、瀬切れの実態調査を実施したうえで水循環特性を踏まえつつ関係機関との調整	P59	利水②-2 P24
		3.日常的な河川情報の提供	日常的な河川情報の提供	河川情報の提供状況	利水者や住民への情報提供手法・内容 記者発表の回数・内容	P60	利水③ P25
4.適正な水利権許可	適正な水利権許可	水利権の許可状況	水利権の水利利用の実態調査内容	P60	利水④ P26		

「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		主な事業	点検項目	観点	指標	整備計画 ページ	説明資料 ページ			
4.3 河川環境に関する 事項	4.3.1 動植物の生息・生育・繁殖 環境	1.河川環境のモニタリング  ・紀の川の特徴的な動植物の生息・生育・繁殖の場となっている汽水域、干潟、ワンド、たまり、瀬、淵、ヨシ原等の自然環境を保全するため、環境モニタリングを実施  ・モニタリング結果から環境への影響を評価・分析し改善策等の検討を実施  ・重要種や貴重種等が確認された場合、詳細な調査を実施  ・河川環境保全モニターや住民から情報を収集し、モニタリング結果等をホームページ等で公表し、住民等が情報収集しやすい環境を整備	河川環境のモニタリング	モニタリングの実施状況	環境調査の実施状況・内容	P61	環境①-1 P27			
					動植物の生息範囲・生息数・生息状況 環境改善策の取り組み内容	P61	環境①-2 P29			
					重要種・貴重種の生息状況	P61	環境①-3 P31			
					河川環境保全モニターや住民からの情報収集内容 住民等への情報発信状況・内容	P61	環境①-4 P33			
	2.干潟の保全	・紀の川河口域にある干潟で、シオマネキ、ハクセンシオマネキ、タイワンヒライソモドキ等の重要種が確認されており、環境省の重要湿地に指定されていることから干潟環境の保全	干潟の保全	自然環境の保全状況	シオマネキ、ハクセンシオマネキ、タイワンヒライソモドキ等の重要種の生息範囲・生息数・生息状況 底質調査結果 干潟環境保全の取り組み内容	P61	環境② P35			
					3.生物移動の連続性  ・本支川間の生物の移動に支障となる箇所移動阻害の実態調査したうえで移動できるように関係機関と連携しつつ落差の解消を実施  ・魚道機能の保全について、河川管理者と堰等の施設管理者が連携しつつ実施	生物移動の連続性	連続性の確保状況	移動阻害の実態調査内容・阻害箇所数 関係機関と連携した落差解消の取り組み内容	P61	環境③ P37
								施設管理者と連携した魚道機能保全の取り組み内容		
	4.外来種対策	・移入数が増加しており、外来種の侵入による種の多様性の低下、在来種の生息、生育、繁殖環境への影響の懸念から、関係機関・流域住民等と連携して移入回避や駆除を実施	外来種対策	外来種対策の実施状況	外来種の生息範囲・生息数・生息状況 関係機関、住民等と連携した移入回避の取り組み内容・駆除の回数	P62	環境④ P38			
					1.紀の川本川  ・水質事故発生時の迅速な対応(CCTV等による迅速な情報把握、連絡体制及び極力体制の整備)  ・水質状況の日常的な把握(情報の共有化)  ・住民への水質情報の積極的な公表  ・水質汚濁防止に向けた啓発活動(学校、住民等と連携した水質調査)の実施	水環境(水質) 紀の川本川	紀の川本川の水質状況	水質事故発生における連絡及び協力体制の整備内容	P62	環境⑤-1 P39
	水質調査の項目・回数・結果	P62	環境⑤-2 P40							
住民等への水質情報の発信回数	P62	環境⑤-3 P41								
水質汚濁防止に向けた啓発活動の回数・取り組み内容	P62	環境⑤-4 P42								
4.3.2 水環境(水質)	2.和歌山市内河川  ・県、市、住民等と連携を図りつつ、水質環境基準が未達成である大門川への導水を水質特性や既存ストックの有効活用等を含む効率的・効果的な方法の検討し、関係機関との調整・協議のうえ実施	水環境(水質) 和歌山市内河川	水質環境基準の達成状況	県、市、住民等と連携した導水の取り組み内容 導水後の水質調査結果	P62	環境⑥ P43				

「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		主な事業	点検項目	観点	指標	整備計画 ページ	説明資料 ページ	
4.3 河川環境 に関する 事項	4.3.3 河川景観	・周辺の景観に配慮した材料や工法を検討のう えで河川工事を実施 ・特に景観に係る各種法令等に準拠し、周辺の 景観に配慮	河川景観	紀の川らしい河川景観の保 全状況	景観に配慮した材料や工法の組み 組み内容	P62	環境⑦ P44	
	4.3.4 河川空間の利 用	1.河川空間の適 正な利用	①(迷惑行為の是正) ・水面の適正利用を維持するため、自治体や警 察と協議したうえで啓発看板等の設置 ・迷惑となる行為について、迷惑行為啓発活動実 施計画に基づき対応  ②(不法行為の是正) ・耕作、工作物設置等の行為は関係自治体や警 察等と協議をしながら是正 ・不法係留は和歌山県プレジャーボート等対策検 討会の検討に基づき、県や港湾管理者と連携し て是正	河川空間の適正な利用	水面及び河川区域内におけ る河川空間の利用状況	迷惑行為における啓発の組み 組み内容	P62	環境⑧ P45
						関係自治体や警察等と協議した耕作、 工作物設置行為の是正の組み 組み内容	P63	環境⑨ P46
		2.多くの人が利 用しやすい河川	・利用者数等の利用状況を勘案し、緩勾配の坂 路や手すり付きの階段等のバリアフリー化を進め アクセスの改善	多くの人が利用しやすい 河川	安全・安心して利用できる河 川空間の状況	河川空間の利用者数・バリアフリー化の 実施箇所数	P63	環境⑩ P47
	3.地域にふさわ しい河川整備	・川の通信簿や関係自治体のまちづくりから要望 等を考慮しながら、住民、自治体と連携を図りつ つ、良好な河川空間の保全・整備  ・水辺の整備において関係機関と連携し、護岸等 の環境整備を実施	地域にふさわしい河川整 備	地域に見合った河川空間の 状況	住民、自治体と連携した河川空間の保 全、整備の組み 組み内容  環境整備の実施状況・実施内容	P63	環境⑪ P48	
	4.3.5 河川工事に対 する配慮	・環境への影響に配慮した河川工事を実施 ・大規模な河道改変を伴う事業については、事業 実施前の環境調査を実施し、施工形状、時期、 工法等の工夫により影響の回避・低減を図り環 境を保全  ・整備後は動植物への影響把握のため、河道の 平面横断形状や動植物の生息、生育、繁殖状況 のモニタリングを実施し、環境への影響を評価、 分析し改善策等の検討	河川工事に対する配慮	河川工事における環境保全 対策状況	環境保全対策の実施内容・実施延長  環境調査の実施状況・実施内容  環境改善策の組み 組み内容	P64	環境⑫ P49	
	4.3.6 環境学習	・紀の川の自然環境や水辺を利用した子供たち の総合学習等を支援  ・紀の川流域に関わる様々な文献情報の収集を 行い、水ときらめき紀の川館を活用し、広く一般 住民に情報提供 ・紀の川の出前講座等を学識経験者等の協力を 得ながら実施	環境学習	環境学習等の支援状況	環境学習等の実施回数・内容  水ときらめき紀の川館の利用者数  出前講座の実施回数	P64	環境⑬ P50	
	4.3.7 流域の森林保 全	・関係自治体、住民をはじめとする多様な主体が 行う森林保全に向けた取り組み等と連携を図り つつ、森林保全を啓発	流域の森林保全	森林の保全状況	関係機関と連携した組み 組み内容  森林保全の啓発協力の回数・内容	P64	環境⑭ P51	

「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		主な事業	点検項目	観点	指標	整備計画ページ	説明資料ページ
4.3 河川環境に関する事項	4.3.8 地域住民との連携	1.住民と連携した維持管理の実施	地域住民等との連携	地域住民等との連携状況	住民等と協働した維持管理の取り組み内容	P64	環境⑮ P52
		2.地域住民や住民団体の情報連携体制づくり			地域住民や住民団体の連携状況	河川愛護モニターの活動回数・内容 情報連携体制の取り組み内容	P64
4.4 維持管理に関する事項	4.4.1 河川管理施設等の機能維持	1.堤防、護岸等の維持管理	堤防、護岸等の維持管理	堤防・護岸等の河川管理施設の維持管理状況	堤防目視点検結果	P65	管理① P54
		②(除草)			除草の実施回数		
		①(堤防・護岸) ・堤防天端及び堤防法面の損傷は重大な被災の原因となることから補修 また、必要に応じて堤防天端の舗装を実施  ・護岸の老朽化による損傷や河岸の洗掘について、状態を把握し、堤防への影響等を考慮し洗掘対策等を実施			堤防及び護岸の補修箇所数・延長		
		②(除草) ・堤防強度を保持し、侵食や法崩れ等の発生を防止のため、草丈が高く根が深い有害な雑草等が定着しないよう除草を実施  ・リサイクル及びコスト縮減の観点から、廃棄物やリサイクルに係る関係法令等に留意しつつ、地域住民・NPO・市民団体等との協働等により処分を実施			住民・NPO・市民団体等と協働したリサイクル及びコスト縮減の取り組み内容		
		2.樋門・樋管等の河川管理施設の維持管理	樋門・樋管等の河川管理施設の維持管理	樋門・樋管等の河川管理施設の維持管理状況	樋門・樋管の点検箇所数・点検回数・点検内容	P66	管理③ P56
		①(樋門・樋管等の維持管理) ・施設の信頼性の確保と機能保持が図れるように塗装や機械の分解修理等の定期的な点検・整備より状態を評価し、維持修繕を実施 なお、補修コストを勘案し、補修・補強・更新・改築等を検討し、効率的・機能的な施設の機能の保全			各施設のコストを勘案した機能保全の内容		
		②(樋門・樋管等の施設操作の確実性の向上) ・観測設備やCCTV及び光ファイバーを整備することにより、操作状況の確認及び異常箇所の早期発見			CCTVの設置箇所数・光ファイバーの整備延長		
		・樋門・樋管等の運転支援システムの導入			運転支援システムの導入の取り組み内容		
		・突発的な事故等により、手動操作や機側操作が必要となる場合のため、必要な体制の確保を図り、操作員の技術の維持			操作員の技術向上の取り組み回数・内容	P66	管理④-3 P59
		・貴志川について、操作頻度の高い樋門の遠隔操作化を整備			貴志川における樋門の遠隔操作化の整備数	P67	管理④-4 P60

「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		主な事業	点検項目	観点	指標	整備計画 ページ	説明資料 ページ
4.4 維持管理 に関する 事項	4.4.1 河川管理施設 等の機能維持	3.許可工作物	許可工作物	許可工作物の維持管理状況	施設管理者に対して指導回数・内容	P70	管理⑤ P61
	4.4.2 河川区域の管 理	1.河道内土砂	河道内土砂	河川区域内の土砂堆積・洗掘状況	定期横断測量の断面変化量 河道掘削の実施箇所・土量 河川巡視結果 河床低下、洗掘対策の取り組み内容	P72	管理⑥ P62
		2.河道内樹木	河道内樹木	河川区域内の樹木繁茂状況	樹木伐開範囲・伐開量 リサイクル及びコスト縮減による地域や関係機関の有効利用の取り組み内容	P72	管理⑦ P63
		3.塵芥等	塵芥等	河川区域内の塵芥処理状況	塵芥の処分量 地域住民や住民団体が行う美化・清掃活動の取り組み内容	P72	管理⑧ P64
				河川区域内の不法投棄状況	夜間・休日の河川巡視の回数 市民団体・警察等と連携した巡視の回数	P73	管理⑨ P65
4.4.3 ダム、堰の管 理	1.流水・施設管 理	流水・施設管理	ダム、堰の流水及び施設管理状況	巡視・点検の実施状況 放流量・排水量・放流量と河川流量の状況 既存ダムとの連携による低水管理の方法の取り組み内容	P74	管理⑩ P66	

「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		主な事業	点検項目	観点	指標	整備計画 ページ	説明資料 ページ	
4.4 維持管理 に関する 事項	4.4.3 ダム、堰の管 理	2.放流警報、情 報提供	大滝ダム、紀の川大堰について、放流前にパト ロール、サイレン、電光表示板等で河川利用者に 注意を呼びかけ、関係自治体・警察・消防等に放 流情報を提供	放流警報、情報提供	放流情報の提供状況	放流情報の提供における取り組み内容	P74	管理⑪ P67
		3.貯水池管理	①(水質監視) ・大滝ダム、紀の川大堰において、連続的な水 温・濁水等の水質調査や定期的な水質調査を実 施 ・大滝ダムは選択取水設備の適正な運用を図 り、下流へ放流するために適した温度の水をダム 湖から選択取水するとともに、洪水時には速やか に放出する。	貯水池管理	貯水池の維持管理状況	水質調査の内容・結果 選択取水設備の運用状況	P74	管理⑫ P68
			②(流木対策) ・大滝ダムの貯水池の網場により、流木の集積・ 撤去の実施 ・集積した流木の有効活用			流木の撤去率(量) 流木の有効活用の取り組み内容	P75	管理⑬ P69
			③(貯水池の適切な維持管理) ・大滝ダム、紀の川大堰の日常的な巡視・点検の 実施 ・定期的な測量による貯水池内の堆積土砂等の 監視及び維持管理を実施			巡視・点検の実施状況 土砂堆積率	P75	管理⑭ P70
		4.環境整備	・「水源地ビジョン」等の制度を活用しつつ、ダム を活用した自立的・持続的な活性化や流域内の 連携と交流によるバランスの取れた流域圏の発 展を図るためソフト対策を実施 ・湖面活用や周辺環境整備等のハード対策を実 施	環境整備	水源地域の整備状況	流域内の連携・交流の取り組み内容 湖面の活用状況	P75	管理⑮ P71
5.環境調査	・大滝ダム及び貯水池運用に伴う紀の川の環境 変化をモニタリングし、河川環境に対する影響を 少しでも軽減するダムの運用方法を検討 ・短期的に暫定運用実施における吉野川の生態 系に及ぼす影響を調査し、長期的にはダム下流 環境の変化を調査することによってダムの本格 運用後との比較ができるように整理	環境調査	ダムの環境状況	環境調査の実施状況・内容	P75	管理⑯ P72		

進捗点検に関する報告書 (4. 1. 1 洪水を安全に流す取り組み) : 治水②

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

2. 河道の整備 - ① 堤防整備

(1) 河川整備の現状と課題 (P9, P10)

紀の川は、堤防の未整備箇所や狭窄部が点在しており、河道の断面が小さいことから流下能力が不足している。

中上流部では、五條市二見地区・野原西地区など、堤防が未整備となっている箇所が存在するとともに、岩出・藤崎・小田狭窄部並びに頭首工上流に堆積した土砂により河道断面が不足するため、紀の川本川が氾濫し浸水被害が発生する危険性がある。

また局所的に流下断面が不足している箇所や河道内の樹林化は、洪水時において洪水の流下阻害となることが懸念されている。

下流部では、洪水流下の阻害となっていた新六ヶ井堰について、昭和62年度から紀の川大堰建設事業として対策を実施し、平成22年度に完了した。

この大堰建設事業により、新六ヶ井堰の部分撤去、河道掘削、JR橋梁の架け替えなどを実施し、戦後最大洪水が流下可能となっている。

(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P42)

河道整備として、中上流部に点在する堤防の未整備箇所、狭窄部及び河道断面不足箇所の対策を実施し、浸水被害の軽減を図るとともに、洪水時に流下阻害となる樹木対策を実施する。

(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P47) 【堤防整備】

中上流部に点在する堤防の未整備箇所については、当該箇所の治水安全度、人口・資産の状況、土地利用状況等を踏まえ、**堤防整備を実施**する。

また、実施にあたっては、大滝ダムによる洪水調節を考慮しつつ、**上下流バランスを考慮しながら段階的な整備を実施**する。

河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について

点検項目

河道の整備

観点・指標

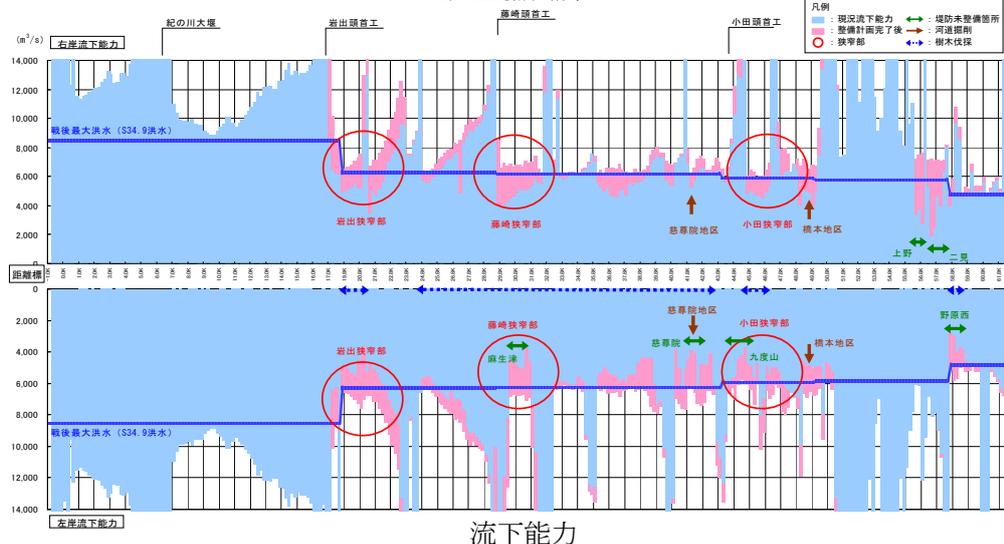
【観点】 堤防の整備状況

【指標】 堤防の整備箇所・整備延長、(堤防整備前後の)流下能力

(現況)

県名	施工の場所	距離標		整備延長(km)
和歌山県	紀の川市麻生津中	左岸	31.2k+30m~31.8k+140m	0.7
	伊都郡九度山町慈尊院	左岸	40.8k+140m~43.2k+100m	2.1
	伊都郡九度山町九度山	左岸	44.2k+70m~45.4k+25m	1.1
奈良県	五條市上野町	右岸	56.2k ~56.8k+215m	0.8
	五條市二見	右岸	57.0k+140m~58.8k+100m	1.7
	五條市野原西	左岸	58.4k+360m~59.6k	1.0

堤防整備箇所



進捗状況 (2. 河道の整備状況)

検討中の資料

(進捗点検の指標)

- 堤防の整備箇所・整備延長
  - ・ 治水安全度
  - ・ 人口・資産の状況、DID 地区の遷移状況
  - ・ 堤防整備箇所・整備実施延長
- (堤防整備前後の) 流下能力
  - ・ 堤防整備前後の流下能力

まとめ

その他

進捗点検に関する報告書 (4. 1. 1 洪水を安全に流す取り組み) : 治水⑥

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

4. 堤防の安全性の確保

(1) 河川整備の現状と課題 (P12)

紀の川の国管理区間(大臣管理区間)における完成堤防の整備率は、約78%(平成23年3月時点)である。

しかしながら、残りの区間については、堤防が未整備であったり、計画堤防断面に対して堤防の高さや幅が不足している暫定堤防である。

また、既設の堤防については、河道の浚渫土や河川敷の掘削土等の現地材料を主体として逐次構築や補修を重ねてきたものであり、築造の履歴や材料構成が明確ではなく、必ずしも構造物としての安全性を確保しているとはいえないため、堤防が完成している箇所において安全性の点検を実施し、必要な箇所については堤防強化対策を図る必要がある。

このため、計画高水位以下の水位時における耐浸透機能に関する堤防の所要の安全性を確保するため、堤防に求められる安全性を点検した。

その結果、全体計画延長89.2kmのうち、浸透に対して安全性照査基準以上の区間は、56.5km、基準未満の区間は、32.7kmとなっている。

一方、耐侵食機能に関する堤防の所要の安全性の確保についても、安全性照査を実施する必要がある。

(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P42)

堤防の安全性の確保として、浸透や侵食に対して脆弱な箇所を計画高水位以下の流水の通常の作用に対して安全な構造とするとともに、計画堤防断面に対して、高さや幅が不足している箇所について計画堤防断面の確保を図る。

(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P53)

堤防の浸透に対する詳細点検結果等に基づき、すべり破壊、パイピング破壊、盤ぶくれ破壊に対する安全性が不足する箇所について、堤防の危険度や背後地の状況を踏まえ、**堤防強化対策を順次実施**する。

また、侵食に対する対策については、浸透対策の完了後、詳細点検結果等に基づき、**堤防強化対策を順次実施**する。

河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について

点検項目 堤防の安全性の確保

観点・指標

【観点】 堤防強化対策の実施状況  
【指標】 堤防強化対策の実施箇所・実施延長

進捗状況 (4. 堤防の安全性の確保状況)

(現況)

河川名	左右岸	整備計画目標				対策実施 H25年度まで			
		すべり破壊 箇所	延長	パイピング破壊 箇所	延長	箇所	延長		
紀の川	左岸	26.5k~26.8k	0.3			19.0k~19.2k	0.2		
		28.1k~29.1k	1	28.1k~29.1k	-	26.5k~26.8k	0.3		
						31.1k~31.2k	0.1		
		36.2k~36.7k	0.5	33.3k~35.1k	1.8				
		46.8k~47.0k	0.2	36.2k~36.7k	-		46.8k~47.0k	0.2	
				50.3k~51.3k	1				
		59.6k~60.1k	0.5	59.6k~60.1k	-		59.6k~60.1k	0.5	
	右岸			61.5k~62.1k	0.6				
				114k~120k	0.6		114k~120k	0.6	
				12.3k~12.9k	0.6		12.3k~12.9k	0.6	
		13.7k~14.6k	0.9	13.7k~14.6k	-				
				19.7k~20.9k	1.2		19.7k~20.9k	1.2	
				22.1k~22.5k	0.4				
				24.7k~26.1k	1.4				
		26.1k~27.1k	1						
		30.2k~31.4k	1.2						
		39.9k~40.1k	0.2						
		48.3k~49.3k	1						
		<b>計 (km)</b>	<b>3.6</b>	<b>9.4</b>	<b>2</b>	<b>3.4</b>			
河川名	左右岸	すべり破壊		パイピング破壊		盤ぶくれ破壊		対策工事実施	
		箇所	延長	箇所	延長	箇所	延長	箇所	延長
貴志川	左岸					3.1k~3.9k	0.8	3.1k~3.9k	0.8
	右岸			1.9k~2.5k	0.6			1.9k~2.5k	0.6
						3.7k~4.7k	1	3.7k~4.7k	1
		<b>計 (km)</b>	<b>0</b>	<b>0.6</b>	<b>1.8</b>	<b>2.4</b>	<b>5.8</b>	<b>2.4</b>	<b>5.8</b>
		<b>総計 (km)</b>				<b>17.4</b>	<b>33</b>	<b>17.4</b>	<b>33</b>

(進捗点検の指標)

- 堤防強化対策の実施箇所・実施延長
  - ・ 堤防の危険度、背後地の噴砂等の状況
  - ・ 堤防強化対策の実施箇所・実施延長

まとめ

・平成25年度までに、紀の川において3.4km(左右岸計)、貴志川において2.4kmの堤防強化工事を実施した。全体目標延長18.1kmに対し5.8kmの実施で約33%の進捗である。

その他

進捗点検に関する報告書 (4. 1. 3 危機管理対策) : 治水①

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

<p>河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について</p>	<p>1. 洪水時の河川情報の収集・提供 - ① 光ファイバーネットワークの形成</p> <p>(1) 河川整備の現状と課題 (P18) 危機管理対策としては、河川管理施設の整備を推進する一方で、光ファイバーネットワークをはじめとした情報基盤の整備や情報伝達体制の強化等に努めている。 また、情報提供については、流域住民が洪水被害の軽減や迅速な避難等に役立つよう、映像情報をNHK和歌山放送局及び(株)テレビ和歌山に提供している。 浸水想定区域図として、平成13年12月には「紀の川浸水想定区域図」、平成18年8月には「貴志川浸水想定区域図」を公表した。 洪水ハザードマップは、浸水想定区域図を基本資料として、流域のすべての自治体で作成され、住民に対し公表・配布されている。</p> <p>(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P42) 河川管理者が洪水時の河川情報を迅速かつ的確に収集し、自治体等に情報伝達することで水防活動や避難勧告など遅延のない防災対応を支援し、被害の軽減に努める。 また、住民等に対して、洪水時の防災情報等を提供することで、被害の軽減に向けた的確な行動を促す。</p> <p>(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P56) 【光ファイバーネットワークの形成】 紀の川で約128.0km敷設されている光ファイバーを更に延長し、紀の川の上下流域の光ファイバーネットワークの形成することにより、洪水時の河川情報の収集、自治体及び住民への情報提供、河川管理施設の管理などを実施するための基盤整備を図る。 また、目標とする洪水によりはん濫が想定される地区及び紀の川大堰下流に、光ファイバーネットワークを活用した河川監視カメラ(CCTV)、水位計(水位センサー)等を設置し、洪水時の河川情報を迅速に収集する。</p>
<p>点検項目</p>	<p>洪水時の河川情報の収集・提供</p>
<p>観点・指標</p>	<p>【観点】 洪水時の河川情報の収集状況 【指標】 光ファイバーの整備延長 自治体や住民への情報提供内容、河川管理施設の基盤整備の取り組み内容 CCTV・水位センサーの設置数</p>
<p>進捗状況 (1. 洪水時の河川情報の収集・提供状況)</p>	<p>(現況)</p>  <p style="text-align: center;">光ファイバーネットワーク</p>

- (進捗点検の指標)
- 光ファイバーの整備延長
    - ・光ファイバー全体計画延長
    - ・光ファイバー整備延長
  - 自治体や住民への情報提供内容
    - ・洪水時の河川情報の収集件数
    - ・洪水時の河川情報の提供件数
  - 河川管理施設の基盤整備の取り組み内容
    - ・河川管理施設の管理状況
    - ・河川管理施設の基盤整備の状況
  - CCTV・水位センサーの設置数
    - ・CCTV、水位センサーの設置数
    - ・洪水時の河川情報の収集状況

まとめ

その他

進捗点検に関する報告書 (4. 1. 3 危機管理対策) : 治水⑫

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について

1. 洪水時の河川情報の収集・提供 - ② 洪水情報の提供

(1) 河川整備の現状と課題 (P18)

危機管理対策としては、河川管理施設の整備を推進する一方で、光ファイバーネットワークをはじめとした情報基盤の整備や情報伝達体制の強化等に努めている。

また、情報提供については、流域住民が洪水被害の軽減や迅速な避難等に役立つよう、映像情報をNHK和歌山放送局及び(株)テレビ和歌山に提供している。

浸水想定区域図として、平成13年12月には「紀の川浸水想定区域図」、平成18年8月には「貴志川浸水想定区域図」を公表した。

洪水ハザードマップは、浸水想定区域図を基本資料として、流域のすべての自治体で作成され、住民に対し公表・配布されている。

(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P42)

河川管理者が洪水時の河川情報を迅速かつ的確に収集し、自治体等に情報伝達することで水防活動や避難勧告など遅延のない防災対応を支援し、被害の軽減に努める。

また、住民等に対して、洪水時の防災情報等を提供することで、被害の軽減に向けた的確な行動を促す。

(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P56) 【洪水情報の提供】

洪水時の映像情報、雨量・水位情報、ダム、堰の放流情報をインターネット、TV等を活用して、住民、自治体等に情報提供する。

特に、大滝ダムからの放流については、大滝ダム放流連絡会(仮称)を設立し、関係機関の連絡を密にし、その円滑な実施に資することを目的とし、連絡・協議及びダム放流に関する事項を一般に普及することに努める。

点検項目

洪水時の河川情報の収集・提供

観点・指標

【観点】 洪水時の洪水情報の提供状況  
【指標】 住民や自治体等への情報提供手法・内容  
大滝ダム放流連絡会の取り組み内容

進捗状況 (1. 洪水時の河川情報の収集・提供状況)

(現況)

■大滝ダム放流連絡会の状況

- 平成25年6月28日：大滝ダム放流連絡会(案)を実施
  - ・大滝ダム放流連絡会設立に向けた規約等の確認
  - ・大滝ダムの目的、洪水調節の方法、放流通知の方法について説明
- 平成25年8月23日：大滝ダム放流連絡会設立
- 平成25年11月22日：大滝ダムの洪水対応について説明
  - ・平成25年9月台風18号時などの洪水時におけるダムの操作状況について説明

近畿地方整備局河川部	吉野広域行政組合 消防本部
紀の川ダム統合管理事務所	中吉野広域消防組合 消防本部
和歌山河川国道事務所	五條市 消防本部
近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所	橋本市 消防本部
奈良県 県土マネジメント部 河川課	伊都消防組合消防本部
奈良県 吉野土木事務所	川上村役場
奈良県 五條土木事務所	吉野町役場
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局	大淀町役場
和歌山県 伊都振興局	下市町役場
奈良県 吉野警察署	五條市役所
奈良県 中吉野警察署	橋本市役所
奈良県 五條警察署	九度山町役場
和歌山県 橋本警察署	関西電力(株)
和歌山県 かつらぎ警察署	



放流連絡会 メンバー

平成25年11月22日開催状況

	<p>(進捗点検の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●住民や自治体等への情報提供手法・内容<ul style="list-style-type: none"><li>・洪水時の映像状況、雨量・水位情報、ダム・堰の放流情報の収集方法</li><li>・インターネット、TV等を使った情報提供の手法</li><li>・住民や自治体等への情報提供手法・内容</li></ul></li><li>●大滝ダム放流連絡会の取り組み内容<ul style="list-style-type: none"><li>・大滝ダム放流連絡会の開催状況</li><li>・放流連絡会設立後の関係機関への連絡及び協議回数</li><li>・ダム放流に関する一般事項の普及状況</li></ul></li></ul>
まとめ	
その他	

進捗点検に関する報告書 (4. 1. 3 危機管理対策) : 治水⑮

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

<p>河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について</p>	<p>2. 水防活動の円滑化 - ① 洪水時の災害防止活動の拠点整備</p> <p>(1) 河川整備の現状と課題 (P18) 危機管理対策としては、河川管理施設の整備を推進する一方で、光ファイバーネットワークをはじめとした情報基盤の整備や情報伝達体制の強化等に努めている。 また、情報提供については、流域住民が洪水被害の軽減や迅速な避難等に役立つよう、映像情報をNHK和歌山放送局及び(株)テレビ和歌山に提供している。 浸水想定区域図として、平成13年12月には「紀の川浸水想定区域図」、平成18年8月には「貴志川浸水想定区域図」を公表した。 洪水ハザードマップは、浸水想定区域図を基本資料として、流域のすべての自治体で作成され、住民に対し公表・配布されている。</p> <p>(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P42) 水災害の防止を図るため、洪水時の水防活動等の円滑化を図られるよう水防活動の拠点整備や非常用備蓄土砂等の確保に努める。</p> <p>(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P57) 【洪水時の災害防止活動の拠点整備】 水防資材等を以下のaからfの施設に備蓄し、河川管理者が実施する洪水時の災害防止活動の円滑化を図る。</p> <table border="0"> <tr> <td>a 有本揚排水機場</td> <td>b 紀の川大堰管理所・水ときらめき紀の川館</td> </tr> <tr> <td>c 船戸出張所</td> <td>d かつらぎ出張所</td> </tr> <tr> <td>e 五條出張所</td> <td>f 大滝ダム管理支所</td> </tr> </table>	a 有本揚排水機場	b 紀の川大堰管理所・水ときらめき紀の川館	c 船戸出張所	d かつらぎ出張所	e 五條出張所	f 大滝ダム管理支所
a 有本揚排水機場	b 紀の川大堰管理所・水ときらめき紀の川館						
c 船戸出張所	d かつらぎ出張所						
e 五條出張所	f 大滝ダム管理支所						
<p>点検項目</p>	<p>水防活動の円滑化</p>						
<p>観点・指標</p>	<p>【観点】 災害防止活動拠点の整備状況 【指標】 拠点整備数、備蓄の種類・数</p>						
<p>進捗状況 (2. 水防活動の円滑化状況)</p>	<p>(現況)</p> <p>洪水時の災害防止活動の拠点位置図</p>						

■大滝ダム管理支所

オイルマット	0.5m×0.5m	130 枚
	40m	1 本
オイルフェンス	140m	1 本
	380m	1 本
土のう袋		180 袋
ブルーシート	10×10m	30 枚
	3.6m×5.4m	40 枚
ロープ	トラロープ(100m)	1 本
投光器		2 個
巡視船		1 台
作業船		1 台
ゴムボート		2 台



(H25 年度 水防資材備蓄状況)

(進捗点検の指標)

●拠点整備数、備蓄の種類・数

- ・災害防止活動における拠点の状況
- ・各施設における水防資材等の備蓄の種類・備蓄数

まとめ

その他

進捗点検に関する報告書 (4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項) : 利水①

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

<p>河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について</p>	<p>1. 水循環実態調査</p> <p>(1) 河川整備の現状と課題 (P19)</p> <p>紀の川水系の水利用の現状については、水道用水 6.0m<sup>3</sup>/s、工業用水 6.1m<sup>3</sup>/s、農業用水 47.2m<sup>3</sup>/s、その他（公園用水等）0.1m<sup>3</sup>/s の合計 59.4m<sup>3</sup>/s となっており、農業用水が水利用全体の約 79%を占めている。</p> <p>農業用水や水道用水の一部は、下流域首工を通じて大和平野に分水しており、紀の川流域以外の地域も含めて和歌山県、奈良県の約 200 万人の人々の暮らしを支えている。</p> <p>また、十津川（新宮川水系熊野川）分水の西吉野第二発電所を含めた 4 ヶ所の発電所において、最大 56.71m<sup>3</sup>/s の水利用により、発電を行い、電力の供給が行われている。</p> <p>大滝ダム完成後には、奈良県、和歌山県、和歌山市、橋本市に対して 7.0m<sup>3</sup>/s の都市用水の安定取水を可能にするとともに、最大 18.0m<sup>3</sup>/s の水利用により発電を行い、電力を提供することが出来る。</p> <p>紀の川は、最大流量と最小流量の差が大きく、流況の不安定な河川である。紀の川では、中下流部に水利用が集中しており、夏期には下流の流況が悪くなる場合がある。</p> <p>また、農業用水は紀の川の水利用の大部分を占めており、田畑に利用されたのち再び河川に還元される。渇水時は河川の流量に占める取水量の割合が大きく、流況に与える影響は大きい。</p> <p>(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P43)</p> <p>紀の川の将来計画として定めた紀の川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）では流水の正常な機能を維持するため必要な流量を、利水の現況、用水の反復利用、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して、紀の川大堰地点でかんがい期に概ね 5m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 4m<sup>3</sup>/s としている。</p> <p>紀の川水系河川整備計画では、この正常流量の段階的な確保として、紀の川大堰地点で 1.1m<sup>3</sup>/s を維持するため、河川管理者、利水者、下水道管理者が一体となって、紀の川の水循環の把握に努め、効率的な水運用を図る。</p> <p>(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P59)</p> <p>河川管理者、利水者、下水道管理者が一体となって、<b>農業用水の取排水、上工水の取水、発電の取水・放流状況、下水道処理水の放流状況と河川流量</b>との関係等の水循環実態調査を実施する。</p>
<p>点検項目</p>	<p>水循環実態調査</p>
<p>観点・指標</p>	<p>【観点】 水の循環状況 【指標】 継続的な水循環の実態調査内容</p>
<p>進捗状況 (1. 水循環実態調査状況)</p>	<p>(進捗点検の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●継続的な水循環の実態調査内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水許可件数及び利水量一覧表</li> <li>・農業用水の取排水、上工水の取水、放流状況、下水道処理水の放流状況と河川流量</li> </ul> </li> </ul>
<p>まとめ</p>	
<p>その他</p>	

進捗点検に関する報告書 (4. 3. 1 動植物の生息・生育・繁殖環境) : 環境①-1

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

1. 河川環境のモニタリング - 環境モニタリングの実施

(1) 河川整備の現状と課題 (P21-P24)

紀の川は、河床勾配や河床材料、川幅、生物の生息・生育状況等から河口域（河口～紀の川大堰）-1.0km～6.2km、下流部（紀の川大堰～岩出頭首工）6.2km～16.9km、中流部（岩出頭首工～五條）16.9km～62.3km、上流部（大滝ダム管理区間）に区分することができる。

各区分における動植物の生息・生育・繁殖の場は以下のような特徴があり、環境保全が望まれている。

① 河口域（河口～紀の川大堰）

河口域は、河床勾配約 1/3000、川幅約 500m、河床材料はシルト・粘土で構成され、淡水と海水が混じり合う汽水域となっている。

この汽水域には、環境省の重要湿地に指定されている干潟が存在し、多様な生物の生息・生育・繁殖の場となっている。

汽水域の植生としては、オギ群落、ヨシツルヨシ群落がみられる他、シオクグやウラギクなどの重要な種も生育している。

魚類では、ボラ、アカエイなどの汽水・海水域に生息する種が確認されている。

底生動物では、シオマネキ、ハクセンシオマネキ、タイワンヒライソモドキなど干潟に生息する重要な種がみられ、干潟の背後に植生するヨシ帯付近には、アシハラガニやハマガニなどが生息している。

陸上昆虫類では、キイロカワカゲロウなどの重要な種が確認されている他、セスジイトトンボなどが確認されている。

鳥類では、ミサゴやチュウサギなどの重要な種が確認されている。

② 下流部（紀の川大堰～岩出頭首工）

下流部は、河床勾配約 1/1000、川幅約 600m、河床材料は砂礫で構成され、紀の川大堰から川辺橋付近（11.0k）までは、紀の川大堰の湛水区間となっている。

この湛水区間には、人工的に設置した直川人工ワンドや西田井人工ワンドがあり、稚仔魚の成育の場や水鳥の休息の場となっている。

さらに、川辺橋から岩出頭首工の間は、連続的な瀬と淵が形成され、瀬はアユをはじめとする魚類の餌場や産卵場となっており、淵は魚類の休憩場やカモ類の越冬地となっている。

下流部の植生としては、低水敷にオギ群落やヨシツルヨシ群落が広く分布し、特に直川人工ワンドでは、湿地に生育する重要な種であるタコノアシなどが生育している。

一方、安定した砂州では、ジャヤナギーアカメヤナギ群落等の樹木が拡大している。

魚類では、アユ、オイカワ、フナなどがみられる他、アブラハヤ、ズナガニゴイの重要な種も確認されている。底生動物では、キイロカワカゲロウ、ミヤマサナエなどの重要な種がみられる他、回遊性のモクズガニなども確認されている。

陸上昆虫類では、キイロカワカゲロウなどの重要な種が確認されている他、キイトトンボ、オオシオカラトンボなどが確認されている。鳥類では、主にオオヨシキリなどがみられる他、ミサゴ、チュウサギ、コチドリなどの重要な種も確認されている。

③ 中流部（岩出頭首工～五條）

中流部は、河床勾配約 1/600、川幅約 300m、河床材料は砂礫で構成されている。この区間には、岩出・藤崎・小田頭首工によって淵が形成され、水鳥等の休憩場や餌場及びカモ類の越冬地となっている。

また、この区間には、たまりがあり、植生においてはタコノアシ等の重要な種の生育の場となっている他、両生類や水生昆虫類等の産卵場となっている。さらに、砂礫質の河原には、オギ群落やヨシツルヨシ群落等の植生が広がり、オオヨシキリなど鳥類の繁殖地となっている他、カヤネズミ等の哺乳類の生息空間となっている。一方、安定した砂州では、オギ群落、つる植物のクズ群落や木本群落のジャヤナギーアカメヤナギ群落等の樹木が拡大している。

中流部の魚類としては、アブラハヤやズナガニゴイなどの重要な種が確認されている他、淡水域に広くみられるアユ、オイカワ、フナなどが確認されている。

底生動物では、キイロカワカゲロウ、ミヤマサナエなどの重要な種がみられる他、回遊性のモクズガニや、カワニナなどが確認されている。

河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について

	<p>陸上昆虫では、ヒゲナガカワトビケラやハグロトンボなどの主に河原にみられる種が確認されている。</p> <p>④ 上流部（大滝ダム管理区間） 大滝ダムの管理区間は、河床勾配約 1/300、貯水池幅約 200m、河床材料は岩で構成され、溪流区間が連続している。また、大迫ダムの放流、発電所の取水及び放水、小支川の流入などがあり、流況変動が大きい区間となっている。</p> <p>貯水池の周辺には、スギ、ヒノキ、サワラ等の植林が広範囲に分布しており、溪岸部では石灰岩地域に特徴的なコケ類や、岩場や樹幹に着生するラン植物などの重要な種も確認されている。また、奈良県天然記念物のケグワが確認されている。</p> <p>哺乳類では、ヒメネズミ、キツネ、イタチ、テン、冬季にはイノシシ、ホンドリカなどが多く確認されている他、ニホンザルは紀の川本川の近くまで出現している。</p> <p>鳥類では、国指定天然記念物のイヌワシをはじめ、クマタカ、オオタカなどの猛禽類が生息しており、猛禽類の餌となる中型・小型鳥類の個体数も多い。また、溪岸部には、カワセミ、ヤマセミなどの重要な種が確認されている。</p> <p>昆虫類では、ギフチョウなどの重要な種が確認されている。魚類では、カワヨシノボリ、アブラハヤ、ウグイ、カワムツ、タカハヤ、アマゴなどが確認されている。</p> <p>(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P43) 紀の川の特徴的で良好な動植物の生息・生育・繁殖の場となっている汽水域・干潟・ワンド・たまり・瀬・淵・ヨシ原等の自然環境の保全に努める。 なお、保全に当たっては、河川環境のモニタリングによって得られた知見を活用する。</p> <p>(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P61) 【環境モニタリングの実施】 紀の川の特徴的な動植物の生息・生育・繁殖の場となっている紀の川河口域の汽水域、干潟、ワンド、たまり、瀬、淵、ヨシ原等の自然環境を保全するため、<b>環境モニタリングを実施</b>し、環境への影響を評価・分析し改善策等の検討を行う。また、重要種や貴重種等が確認された場合は、必要に応じて詳細な調査を実施する。 なお、実施に当たっては、河川環境保全モニターや住民からも情報を収集することによって情報の充実を図るとともに、モニタリング結果等をホームページ等で公表するなど、住民等が情報を収集しやすい環境を整備する。</p>
点検項目	河川環境のモニタリング
観点・指標	<p>【観点】 モニタリングの実施状況</p> <p>【指標】 環境調査の実施状況・実施内容</p>
進捗状況 (1. 河川環境のモニタリング状況)	<p>(現況)</p> <p>■大滝ダムモニタリングの実施状況</p> <p>大滝ダムの管理運用開始に伴う環境変化などを分析・評価するため、平成 24～26 年までの 3 年間で目処に調査を実施。</p> <p>平成 27 年度以降については、環境変化について評価を行った上でフォローアップ調査の調査項目について決定する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 24 年 10 月 10 日：第 1 回 大滝ダムモニタリング部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査内容について審議</li> </ul> </li> <li>○平成 26 年 1 月 24 日：第 2 回 大滝ダムモニタリング部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24～25 年の調査結果、平成 26 年の調査計画について審議</li> </ul> </li> </ul>



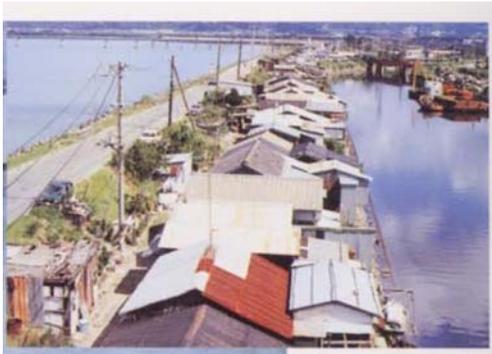
進捗点検に関する報告書 (4. 3. 2 水環境 (水質)) : 環境⑥

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

<p>河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について</p>	<p>2. 和歌山市内河川</p> <p>(1) 河川整備の現状と課題 (P28)</p> <p>和歌山市内河川沿いは、大正初期から製材工場や皮革工場が立地し、その後も化学、染色、機械、繊維などの中小工場が増え工業化が進んできた。さらに、戦後の急激な都市化に伴う工場排水並びに家庭排水の増加により、水質は著しく悪化した。そのため、国、和歌山県、和歌山市が協力し、底泥の除去、浄化用水の導入、下水道整備等の浄化対策を実施してきたことに加えて、河川沿いの住民や河川愛護団体などの河川美化活動が進められ、和歌山市内河川の水質は改善されてきた。</p> <p>しかし、一部の河川では、環境基準を満足するような改善がみられなかったため、21世紀に向け、良好な水環境への改善を図ることを目的に、平成5年11月「和歌川清流ルネッサンス21協議会」を設立、平成10年3月「和歌山市内河川網水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス21計画)」を策定し、水質改善対策を地域住民、企業及び行政が一体となり、総合的かつ緊急的に取り組んできた。</p> <p>平成12年度から有本揚排水機場より紀の川本川から、有本川に2m<sup>3</sup>/s 導水しており、その結果、有本川の水環境基準は満足している。</p> <p>しかしながら、和歌山市の中心市街地を流れる大門川については、下水道整備等により改善されてきているものの環境基準を満足できていない状況である。</p> <p>(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P43)</p> <p>関係機関や住民等との連携により和歌山市内河川も含めた紀の川の水質環境基準の確保に努める。水質事故に際しては、関係機関との迅速な情報連絡及び現地対応による被害の拡大防止に努める。</p> <p>(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P62) 【水環境 (水質)】</p> <p>和歌山市内河川の水質環境基準を達成させるため、和歌山県、和歌山市、住民等と連携を図りつつ、現在、<b>水質環境基準が未達成である大門川</b>への導水を水質特性や既存ストックの有効活用等を含む効率的・効果的な方法を検討し、<b>関係機関と調整・協議の上実施</b>する。</p>
<p>点検項目</p>	<p>水環境 (水質) 【和歌山市内河川】</p>
<p>観点・指標</p>	<p>【観点】 水質環境基準の達成状況 【指標】 県、市、住民等と連携した導水の取り組み内容 導水後の水質調査結果</p>
<p>進捗状況 (2. 和歌山市内河川の状況)</p>	<p>(現況)</p> <p>和歌山市内河川における水質 (BOD75%値) の経年変化</p> <p>(進捗点検の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、市、住民等と連携した導水の取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質調査結果</li> <li>・ 和歌山県、和歌山市、住民等との調整回数、内容</li> <li>・ 導水に向けた水質特性や既存ストックの効率的・効果的な方法の内容</li> </ul> </li> <li>● 導水後の水質調査結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大門川の水質調査結果</li> </ul> </li> </ul>
<p>まとめ</p>	
<p>その他</p>	

進捗点検に関する報告書 (4.3.4 河川空間の利用) : 環境⑨

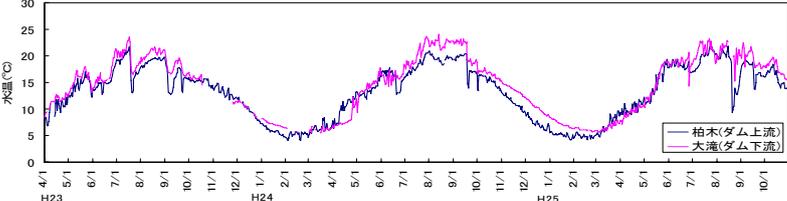
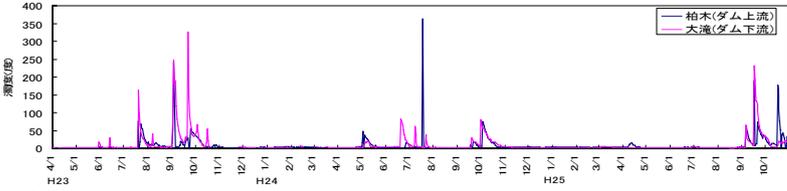
紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

<p>河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について</p>	<p>1. 河川空間の適正な利用 - ② 不法行為の是正</p> <p>(1) 河川整備の現状と課題 (P30)                  プレジャーボートや漁船の不法係留杭や棧橋が存在し、収容施設の整備を含めた対策が課題となっている。                  また、河川区域における不法な住居や耕作等については和歌山県・市と連携のもとに対策を講じてきた結果、河川敷内の住居等は是正されてきており、昭和47年にあった927件のうち918件は撤去が完了している(平成23年3月現在)。しかし、未だに一部が残存しており是正の対応が必要である。</p> <p>(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P44)                  誰もが安全で安心して利用できる河川空間の維持に努めるとともに、「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、「紀の川水系河川環境管理基本計画」、「紀の川水系河川空間管理計画」との整合を図りつつ、河川空間の適切な利用を図る。                  河川空間を憩い、安らげる場所として自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができるよう整備を行う。                  また、河川が持つ多様な役割が地域の魅力・活力向上支援となるよう、関係機関と一体となって、地域に相応しい河川整備に取り組んでいく。</p> <p>(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P63) 【不法行為の是正】                  従来からは是正を図ってきた耕作、工作物設置等の行為については、<b>関係自治体や警察等と引き続き協議しながら是正を図る</b>。また、不法係留については、和歌山県プレジャーボート等対策検討会の検討に基づき、<b>和歌山県や港湾管理者と連携して是正を図る</b>。</p>
<p>点検項目</p>	<p>河川空間の適正な利用</p>
<p>観点・指標</p>	<p>【観点】 水面及び河川区域内における河川空間の利用状況                  【指標】 関係自治体や警察等と協議した耕作、工作物設置行為の是正の取り組み内容                  県や港湾管理者と連携した不法係留行為の是正の取り組み内容</p>
<p>進捗状況 (1. 河川空間の適正な利用状況)</p>	<p>(現況)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>昭和57年当時</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>平成23年現在</p> </div> </div> <p>(進捗点検の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係自治体や警察等と協議した耕作、工作物設置行為の是正の取り組み内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 是正(取り締まり)の回数・状況・内容</li> <li>・ 関係自治体や警察との協議回数、内容</li> </ul> </li> <li>● 県や港湾管理者と連携した不法係留行為の是正の取り組み内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和歌山県プレジャーボート等対策検討会の検討内容</li> <li>・ 是正(取り締まり)の回数・状況・内容・状況・内容</li> <li>・ 和歌山県や港湾管理者との調整回数・内容</li> </ul> </li> </ul>
<p>まとめ</p>	
<p>その他</p>	



進捗点検に関する報告書 (4.4.3 ダム、堰の管理) : 管理⑫

紀の川水系河川整備計画の進捗状況の点検

<p>河川整備計画における「課題」「目標」「実施」について</p>	<p><b>3. 貯水池管理 - ① 水質監視</b></p> <p><b>(1) 河川整備の現状と課題 (P38)</b>          紀の川水系では、昭和25年より十津川・紀の川総合開発事業が実施され、大迫・津風呂ダムや猿谷ダム(新宮川水系熊野川)からの分水により、主に農業用水の確保を目的とした整備が行われてきた。          低水管理面では、近年渇水が頻発していることから、管理者間のさらなる効率的な運用が必要である。          ダム、堰管理上の問題として、ダム、堰下流の河川内はキャンプ・釣り・ボートなどに利用されていることから、ダムの放流や洪水時には関係機関と連携し情報提供を行うとともに、情報提供に必要なハードとソフト両面の整備が必要である。          水質面ではダムや堰の流入・放流水質及び貯水池内の水質変化を監視するため、自動水質監視施設を設置している。          また、大滝ダムでは、放流水の冷濁水対策のための選択取水設備の設置や、流木・塵芥対策のための網場を貯水池内に設置している。</p> <p><b>(2) 河川整備計画の目標に関する事項 (P44)</b>          河道流下断面の確保と施設の機能維持に努めることにより、洪水等による災害を防止する。また、河川管理施設の維持管理費のコスト縮減に努めるとともに、施設の長寿命化を目指す。</p> <p><b>(3) 河川の整備の実施に関する事項 (P74) 【水質監視】</b>          大滝ダム、紀の川大堰において、連続的な水温・濁水等の水質調査や定期的な水質調査を実施する。また、大滝ダムについては、<b>選択取水設備の適切な運用</b>を図り、平水時には発電や上水道・工業用として下流へ放流するために適した温度の水をダム湖から選択取水するとともに、洪水時にはダム湖の濁水を速やかに放出する。</p>
<p>点検項目</p>	<p>貯水池管理</p>
<p>観点・指標</p>	<p>【観点】 貯水池の維持管理状況          【指標】 水質調査の内容・結果          選択取水設備の運用状況</p>
<p>進捗状況 (3. 貯水池管理状況)</p>	<p><b>■大滝ダムの水温等の状況</b>          水温・濁水の状況を把握し、選択取水設備の適切な運用を実施している。</p> <p>○大滝ダム上下流の水温状況</p>  <p>○大滝ダム上下流の濁度状況</p>  <p>(進捗点検の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水質調査の内容・結果             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大滝ダムにおける水質調査内容・結果</li> <li>・紀の川大堰における水質調査内容・結果</li> </ul> </li> <li>●選択取水設備の運用状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>・下流の温度状況、ダム湖の濁水の状況</li> <li>・選択取水設備の運用状況</li> </ul> </li> </ul>
<p>まとめ</p>	
<p>その他</p>	

## 紀の川流域懇談会規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、「紀の川流域懇談会」(以下「懇談会」という)の設置について、必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 懇談会は、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置し、次の事項について意見を述べるものとする。

- 1) 河川管理者が実施する紀の川水系河川整備計画(国管理区間)(以下「河川整備計画」という)に基づく事業の進捗状況や点検結果について意見を述べること。
- 2) 河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案について意見を述べること。

### (組織等)

第3条 懇談会の委員は、整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
3. 上記第2条2)河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合は、委員を追加する。なお、追加された委員の任期末は、他の委員と同じとする。

### (座長)

第4条 懇談会には座長及び副座長を置く。

2. 座長は、委員の互選により選任する。
3. 座長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
4. 座長は、副座長を委員の中から指名する。
5. 座長に事故がある時は、副座長がその職務を代行する。

### (運営)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2. 懇談会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 懇談会において意志決定する必要がある場合は、出席委員の過半数をもって決定する。なお、少数意見があればこれを付す。
4. 懇談会は、必要に応じて専門的な知識を有する方に意見を聴くことができる。

### (情報公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とし、情報公開の方法については懇談会で定める。

2. 事務局は、前項で定められた内容について、必要な措置を講ずる。

### (事務局)

第7条 懇談会の事務局は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所におく。

### (規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

### (その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

### (付則)

この規約は、平成25年12月5日から施行する。

## 紀の川流域懇談会 情報公開方法について

紀の川流域懇談会の情報公開方法を下記に示す。これに定めのない事項については、懇談会で定める。

### (会議の開催案内)

- ・ 会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、和歌山河川国道事務所のホームページに掲載する。

### (会議の傍聴)

- ・ 傍聴対象者は、制限を設けないことを原則とする。
- ・ 可能な限り、希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

### (会議資料等の公開)

- ・ 会議資料については、公開を原則とする。
- ・ 会議資料及び議事録については、和歌山河川国道事務所のホームページに掲載する。
- ・ 会議資料において、貴重種の生息場所等が特定できる資料等、公開することが適切でない資料については公開しない。
- ・ 議事録について、委員の名前が入った議事録を公開する。
- ・ 議事録の内容については、会議開催後、出席委員に確認を行い、速やかに公表を行う。

### (記者会見)

- ・ 会議終了後の記者会見は行わないが、座長が必要と認める場合は、この限りではない。
- ・ 記者会見を行う場合は、一般傍聴者も傍聴できるものとする。

### (その他)

- ・ 審議中における一般傍聴者の発言は、認めない。
- ・ なお、審議終了後の発言機会の取扱については、座長の判断による。